

新規専門研究会の設置に係る審査事項

令和3年2月
企画委員会

専門研究会運営細則（細則第 C-1-1 号）第 2 条第 2 項では、同細則の別記様式にて提案された新規専門研究会の設置について、企画委員会が申請内容を審査し、専門研究会の設置が本会の目的に適うことを判断することが定められています。企画委員会では、提案された専門研究会の設置により、本会定款第 3 条で示される目的「保健物理に関する学術及び技術の開発を促進し、その成果を社会、並びに実務に反映させることによって、広く人類の繁栄に寄与すること」に応じた成果が十分に期待できることを、下記の項目に照らし合わせて審査いたします。なお、専門研究会運営細則第 3 条により、研究会員は学会員に限るものとし、他の研究会員を原則として兼ねることはできません。

記

1. 専門研究会の目的が学会にとって有意義なものであるか（学術的な新規性は必ずしも求めない）
2. 過去に類似の専門研究会が活動していた場合、それが完結しているか。また、新たに申請された専門研究会において成果の進展が期待できるか
3. 専門研究会設置期間中に、所定の成果を上げる見込みがあるか
4. 専門研究会の運営が適切に行われることが期待できるか。予算編成、予定メンバーが適当であるか

以上